令和８年度みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託に係る企画提案競技実施要領

１　目的

令和８年度みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託の受託者を決定する企画提案競技（プロポーザル方式）の実施について、必要な事項を定める。

２　委託の内容

別紙「令和８年度みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託仕様書」のとおり

３　委託金額の上限

４，０７５，１５９円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　委託の期間

契約締結の日から令和９年３月１０日まで

５　参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

（１）宮崎県内に本店及び営業所を置く者

（２）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

（４）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの入札参加資格停止の措置を受けていない者

（５）県税に未納がない者

（６）宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でない者

（７）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

６　企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

７　スケジュール

（１）公告（県ＨＰ）	令和８年 11 月 24 日（火）
（２）企画提案競技参加申込書の提出締切	令和８年 11 月 30 日（月）午後５時
（３）質問等の締切	令和８年 12 月 １日（火）午後５時
（４）企画提案書の提出締切	令和８年 12 月 ４日（金）午後５時
（５）企画提案競技	令和８年 12 月 ８日（火）（予定）
（６）審査結果の通知	令和８年 12 月 10 日（木）まで（予定）

８　企画提案競技の方法

（１）企画提案競技参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙１）を提出するものとする。

①　提出先

下記１２を参照

② 提出期限
令和８年 11 月 30 日（月）午後５時まで
③ 提出方法
ファックス又は電子メール
※提出の確認のため、ファックス又は電子メールを送信後、担当者に連絡すること。

（２）企画提案書の提出
① 企画提案書（様式任意　サイズＡ４）【原本１部、コピー５部】
ア 業務実施方針（コンセプト）
イ 委託業務実施体制
ウ 業務スケジュール
エ 企画内容（全体概要が分かる資料）
オ ベンチのイメージ画
カ その他、本事業の目的を達成するために有効と思われる企画概要
キ 会社概要（既存資料）
ク 類似業務受注実績（任意様式）
成果物等があれば添付すること。
② 見積書
・ 宛先は「宮崎県知事　河野俊嗣」とする。
・ 仕様書に定める各事項について積算した見積書を提出すること。
・ 内訳は税抜き表示とする。
③ 誓約書
・ 別紙２により提出すること。
④ 提出先
下記１２を参照
⑤ 提出期限
令和８年 12 月４日（金）午後５時必着
⑥ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
⑦ 留意事項
提出書類に不備がある場合及び提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（３）企画提案競技
日時：令和８年 12 月８日（火）
方法：企画提案書の書面審査

（４）審査事項
以下の項目について評価を行う。
① 提案内容
・事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。
・業務委託仕様書を踏まえた内容となっているか。
・県産木材の魅力が表現できているか。
・計画的な業務スケジュールとなっているか。
② 運営体制
・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されており、柔軟な対応が可能か。
④ 経済性
・配点×全参加者の最低入札額／本提案者の見積額により加算

（５）選定方法
複数の審査員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補

者として選定する。
（６）審査結果の通知
令和８年 12 月 10 日（木）まで（予定）に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

９　契約の方法

（１）受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
（２）受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10　契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第２号）第 101 条の規定による。

11　その他

（１）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。また、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
（２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
（３）委託料の支払の方法は、精算払とする。
（４）提出された資料等は、返却しない。
（５）仕様書及び企画提案競技についての質問は、質問書（別紙３）により、令和８年 12 月１日（火）午後５時までに、下記問合せ先までファックス又はメールで送信することとし、提出の確認のため、ファックス及びメール送信後、担当者に連絡すること。
また、問合せ内容及び回答については、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書を提出した全ての者にメールで通知する（質問者名は公表しない。）。

12　書類提出及び問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課　みやざきスギ活用推進室　木材利用拡大担当
〒８８０－８５０１
宮崎市橘通東２丁目１０番１号
ＴＥＬ　０９８５－２６－７１５６
ＦＡＸ　０９８５－２８－１６９９
E-mail　miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp

（別紙１）

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課　みやざきスギ活用推進室　木材利用拡大担当（福留）行き
ＦＡＸ　０９８５－２８－１６９９
E-mail　miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp

令和８年度みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託

企画提案競技参加申込書

商　号　又　は　名　称	
代　　表　　者　　名	
担当者所属・役職・氏名	
電　　話　　番　　号	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	
電子メールアドレス	
そ　　の　　他	※プレゼンテーションの参加人数、パソコンの使用の有無を記載してください。

※確認のため、送信後に電話連絡をお願いします。
（ＴＥＬ　０９８５－２６－７１５６　担当　福留）

（別紙２）

令和　年　月　日

宮崎県知事　河野俊嗣　殿

住　　所
フリガナ
氏　　名　　印
（法人にあってはその名称及び代表者の職氏名）

誓　約　書

私は、令和８年度みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託に係る企画提案競技の参加申込みを行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　宮崎県内に本店又は営業所を置く者
□　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者
□　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
□　この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
□　県税に未納がない者
□　宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でない者
□　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

（別紙３）

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課　みやざきスギ活用推進室　木材利用拡大担当（福留）行き
ＦＡＸ　０９８５－２８－１６９９
E-mail　miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp

令和８年度みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託
企画提案競技　質問書

会　　社　　名	
担当者所属・役職・氏名	
【質問内容】	

※確認のため、送信後に電話連絡をお願いします。
（ＴＥＬ　０９８５－２６－７１５６　担当　福留）